

労務費の基準に関するワーキンググループ（中央建設業審議会） の動向と課題—公契約条例（公契約法）も含めて

伊藤久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

さる3月26日（水）に開催された第6回中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ（以下、労務費の基準に関するWG）において、「公共工事における労務費・賃金の確認手法について」が配布された。

私（伊藤）はこれまで、国が公契約法を制定しない中で、自治体が先行して取り組んでいる公契約条例策定の支援に関わってきた。本稿では、ILO94号条約と公契約条例（公契約法）の意義と動向を踏まえた上で、労務費の基準に関するワーキンググループ（中央建設業審議会）の議論を紹介したいと思う。

1. ILO94号条約と公契約条例（公契約法）

国際労働機関（ILO）は94号条約において、国や自治体などが、公共サービスを委託（委託契約）、公共工事を請け負わせる（工事契約）にあたって、その地域での適正な労働条件（平均的な労働条件）を下回ってはならないことを定めている。

そのため国や自治体は、契約を締結するに際し、その地域の同種労働者の労働条件を調査し、その調査結果に従って、類似労働者の賃金や労働時間をはじめとした労働条件を上回ることを契約の中に明記しなくてはならない。また、安全衛生や福利厚生的一面についても十分な措置をとることを義務づけている。これが、ILO94号条約で、世界で60ヶ国が批准している。しかし、日本政府はこの条約を批准していない。

自治体が締結する公契約は、広義の公契約と狭義の公契約とに定義することができる。広義の公契約には、予定価格の算定と入札手続きをふくむ。建設工事のような請負と、業務委託、指定管理者制度に分けて簡単に表にしてみよう（次ページ）。網かけしたところが広義の公契約である。

狭義の公契約はILO94号条約を実現するための契約をいう。表でいえば網かけの三番目の契約について、ILO94号条約が求める課題を、どのように契約行為を通じて実施するかという課題である。ILO94号条約には、次の2つの目的があるとされている。

（ただし、今日の段階では先述のように日本は未批准である）

- ① 人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められる特定の基準を守ることを義務づける
- ② 公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませる。

公契約によって社会的価値を実現し、官制ワーキングプアをなくすためには、広義の公契約の三段階（予定価格の算定、入札、契約）それぞれにおいて改革が必要とされる。とりわけ、業務委託・指定管理においては三段階とも課題が多い。

	建設工事	業務委託	指定管理者制度
設計等	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務(委託がほとんど) 設計図書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の選定 委託業務の範囲の確定 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務の選定 指定管理業務の範囲の確定
予定価格の算定	<ul style="list-style-type: none"> 数量算出、積算 入札図書類作成 	<ul style="list-style-type: none"> 見積もり合わせ、前年度実績等による予定価の決定 委託仕様書等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料の算定 選定要綱等の策定
入札	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札 指名競争入札 随意契約 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札 指名競争入札 随意契約 	<ul style="list-style-type: none"> 公募（非公募あり） 選定委員会による選定
契約	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 契約約款 設計図書類(特約条項) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 契約約款 委託仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定書 年度ごとの協定書
施工等	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務の実施
完了	<ul style="list-style-type: none"> 工事完了届 工事検査 	<ul style="list-style-type: none"> 納品等 監査等 	<ul style="list-style-type: none"> (年度ごとに) モニタリング 事業評価 事業報告書

*網かけしたところは広義の公契約

なお現在（2025年1月時点）、全国で90の自治体が公契約条例を制定している（賃金条項型33自治体、理念型57自治体）。全建総連に資料参照。

なお現在、私が住む府中市で検討委員会が立ち上がり、条例策定に向けた議論が始まっている。

都内の現状は以下のとおり。（詳しくは参考資料参照）

<賃金条項が盛り込まれた条例>

千代田区、新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、足立区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区、台東区、文京区、品川区、日野市、国分寺市、多摩市
 （以上、14区、3市）

<理念的な条例 公契約の総則的事項を規定>

葛飾区、東村山市 （以上、2市）

2. 労務費の基準に関するワーキンググループ（中央建設業審議会）

3月26日（水）の労務費の基準に関するWGにおいて、説明された内容は以下のとおりである。

1. 労務費・賃金の確認手法に関する総論（公共工事）
 - 1-1. 公共工事・民間工事における入札契約の流れ
 - 1-2. 労務費・賃金の確認手法に関する基本的な考え方
 - 1-3. 第1～4回WGのご意見・ご指摘事項（公共工事関係）
 - 1-4. 公共工事において講じるべき取組（全体像）
 - 1-5. 公共工事における労務費・賃金の確認手法の取組に関するロードマップ
 2. 労務費・賃金の確認手法に関する具体策（公共工事）
 - 2-1. 入札金額の内訳書における労務費等の明示
 - 2-2. ダンピング対策の強化
 - 2-3. 建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化
 - 2-4. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
 - 2-5. 国交省直轄工事における技能労働者への賃金支払い状況の試行調査と得られた課題
 - 2-6. 国交省直轄工事におけるモデル的取組
- ここでは以下の3点を紹介する。

(1) 公共工事において講じるべき取組（全体像）（1-4）

<入口での対策（入札契約段階での実効性確保）>

1. 発注者による入札金額内訳書の記載内容の確認【改正法】（指摘事項「①入札段階における労務費の適正性の確認が必要」に該当）
 - 元請は、下請から労務費等が記載された見積書の提出を求め、積算に労務費等を反映
 - 公共工事発注者は、元請を通じて工事に係る労務費等の総額を内訳書により確認⇒ダンピング的な応札が減少し、適正な入札が実現するとともに、中長期的には落札率上昇が見込まれる。
2. 労務費等の適正性を確認するための調査実施【対応強化】（指摘事項「②材工分離への対応（積算システム）と設定されるまでの運用が懸念される」に該当）
 - 直接工事費の割合が、工事全体額に比して一定基準を下回っていないか等の確認を強化
 - 労務費が著しく低いおそれがあると発注者が判断した場合、その妥当性を調査⇒すべての公共発注工事において、低入札価格調査制度等とあわせて労務費ダンピングの抑制。また、低入札価格調査制度の調査後の契約排除の判断材料として用いることで、調査の実効性向上の効果も期待。

< 出口での対策（労務費・賃金の支払いの実効性確保） >

3. 建設 G メンによる確認【改正法】（指摘事項③「ダンピングと生産性向上による労務費抑制との区別が判断しづらい」に該当）

○ 2. により労務費等の積算が不十分と判断した場合、公共工事発注者から建設 G メンに通報。

○ G メンは、その他の情報も含め総合的に判断し、必要な調査を実施

※公共工事発注者に対しても必要な働きかけを実施

4. コミットメント制度の活用による賃金の支払いの確保（指摘事項「④コミットメント制度など、契約後の労務費行き渡りのフォローアップをすべき」に該当）

※将来的には、適切な事業者選定する方法を検討

5. 国土交通省直轄工事におけるモデル的取組の実施（指摘事項「⑤総合評価落札方式や工事成績評定における評価をしてはどうか」に該当）

< その他の対策：適正な予定価格の設定や見積期間の確保等 >

6. 合理的な理由のない予定価格の減額（歩切）の廃止（指摘事項「⑥予定価格制度（落札率）がある中で労務費の確保をすべき。予定価格の上限拘束性を撤廃すべき」に該当）

○ 国交省では、総務省と連携し早期の見直しを要請しているが、改めて歩切の実態に関するフォローアップ調査を実施予定

○ 調査結果を踏まえて、入契法に基づく要請等必要な対応を実施

7. 地方自治体における独自歩掛の作成に関する調査（指摘事項「⑦自治体工事では国交省直轄工事の歩掛が流用されているところ、小規模工事に対応した歩掛設定が無い」に該当）

○ 小規模工事や地域特有の事情等を反映せず、結果的に予定価格が正確に算出されないといった課題が指摘

○ 地方自治体の独自の歩掛設定の有無や作成手順等を調査し、好事例につき事例集を作成

8. 適正な見積期間の確保（指摘事項「⑧十分な見積期間を確保すべき」に該当）

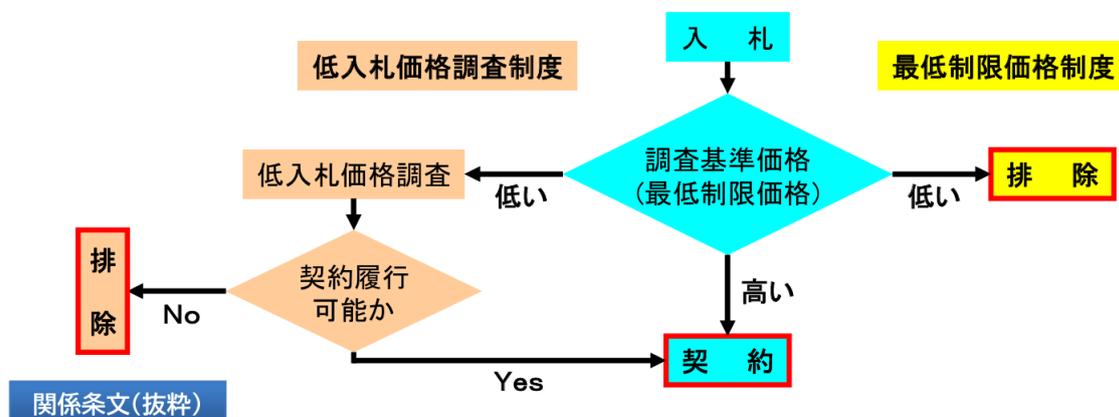
(2) **ダンピング対策の強化**（2-2）

① 現状のダンピング対策

○ 低入札価格調査制度は、その価格以下では適正に契約を履行できないおそれがあると判断される基準価格を下回る価格での応札に対して、履行可能性の調査を行い、履行可能と認められれば契約可能とする制度

○ 最低制限価格制度（地方公共団体のみ）とは、その価格以下では適正に契約を履行できないおそれがあると判断される基準価格を下回る低価格で応札した者について、自動的に入札から排除する制度

- 国土交通省直轄工事では、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、一般的には「最低制限価格制度」が多く活用されている。



▽会計法 § 29 の 6 第 1 項 (要約)

予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約。ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

▽地方自治法 § 234 第 3 項 (要約)

予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約。ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

② ダンピング対策の強化

<現状・課題>

- 改正入契法の全面施行 (R7.12) により、公共発注者は、元請から内訳明示された工事価格に含まれる労務費・材料費等が著しく低いかを確認することが必要である。
- 一方で、公共工事における労務費等は、予定価格の直接工事費の内数として計上しているため、現行の土木・建築の積算システムでは、直接工事費の総計の算出は可能だが現時点で労務費等がどの程度含まれているかの算出は困難である。

<方向性>

- 労務費等が著しく低い場合、直接工事費の割合も低くなると類推されることから、積算システム改修の間、直接工事費が工事価格に占める割合を確認している現行のダンピング対策 (低入札価格調査等) を強化する目的として「労務費ダンピング調査 (仮称)」を実施する。
- 今後、具体的な調査方法は「公共発注者向けガイドライン等」を作成し提供する方針。また将来的には、労務費等を把握できるよう積算システムの改修を目指す。
- なお、労務費ダンピング調査 (仮称) によって、労務費等が著しく低い恐れがある

と発注者が判断した場合は、理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合はGメンに通報する。

○一方で、提示された労務費等が低いと見受けられた場合も入札制度上、落札者となることは否定されないが、コミットメント制度を活用して労務費等が著しく低くならないような措置を講じることが望ましい。

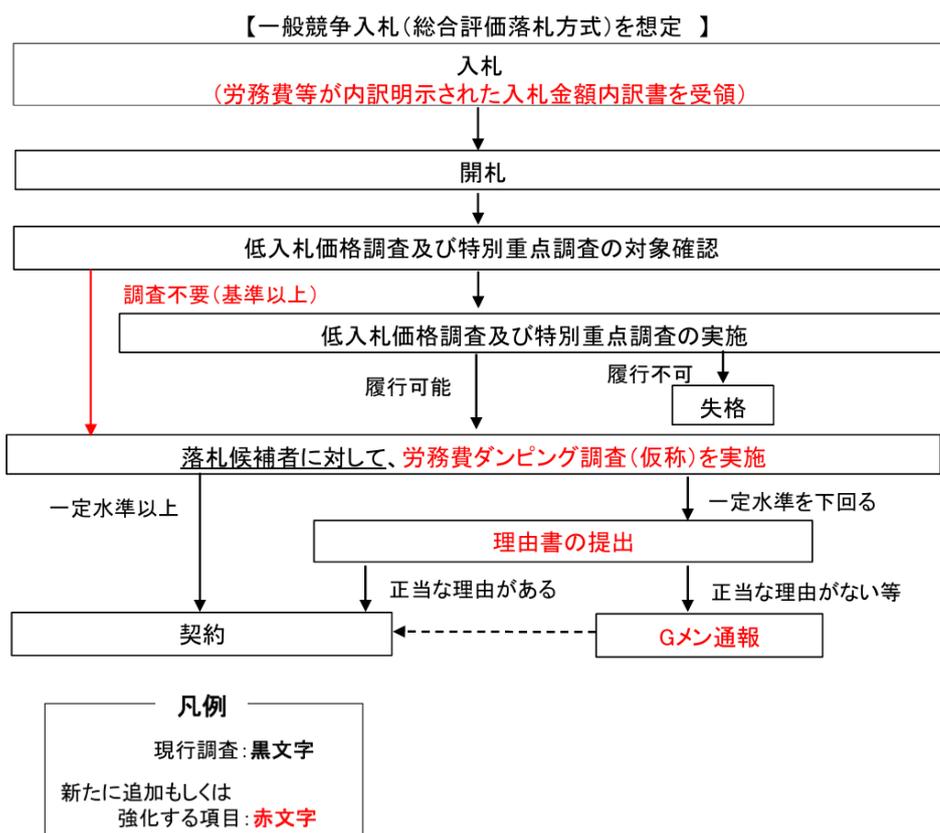
③ 公共工事発注者の対応①

<低入札価格調査制度を導入している場合>

○現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査（仮称）を実施。

○同調査の対象とする「一定水準」の考え方は、中央公契連モデルでは労務費は官積算の100%とされていることから、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮しつつ、今後検討。

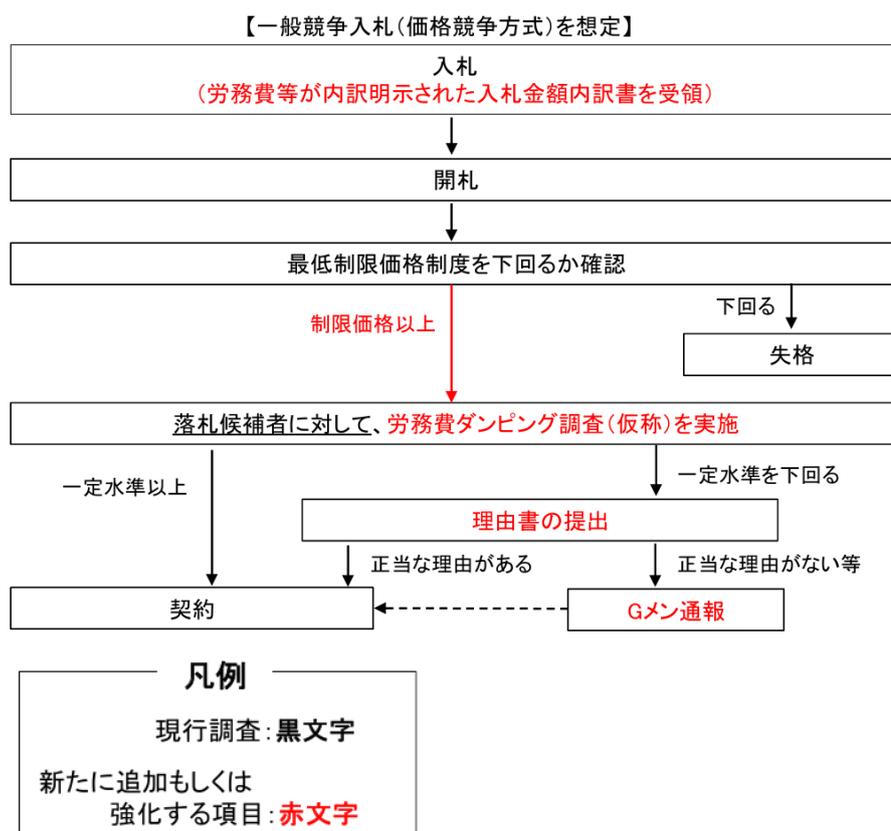
○なお、具体的な調査方法や運用上の詳細については、ガイドライン等にて示す予定。（例えば、対象工事の規模や、緊急性の高い工事であって理由書の提出が困難な場合の取扱い等



④ 公共工事発注者の対応②

<最低制限価格制度を導入している場合>

- 現在実施している最低制限価格制度の実施要領等に加え、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査（仮称）を実施。
- 同調査の対象とする「一定水準」の考え方は、中央公契連モデルでは労務費は官積算の100%とされていることから、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮しつつ、今後検討。
- なお、具体的な調査方法や運用上の詳細については、ガイドライン等にて示す予定。（例えば、対象工事の規模や、緊急性の高い工事であって理由書の提出が困難な場合の取扱い等）



(3) 建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化（2-3）

<概要>

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのために、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

<拡充（建設業法改正等に対応）>

★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける

○請負代金（労務費関係）

- ・注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・労務費が標準労務費に照らして妥当か など

○工期／請負代金

- ・資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など

※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

<体制の強化（本省, 北海道開発局, 地方整備局）>

令和5年度の体制 72名

令和6年度の体制 135名（関係部署からの応援を含む）

3. 今後の課題

第5回の労務費の基準に関するWGでは、議事の最後に次のような「まとめ」がある。

次回ワーキンググループについては、3月26日に公共工事に特化した実効性確保策について議論を行うことを確認するとともに、委員からの意見を踏まえ、特に労務費・賃金の支払いに係る実効性確保について、継続して議論することを確認した。

すなわち、「特に労務費・賃金の支払いに係る実効性確保」について問題意識があり、意見も多いことが読み取れる。第6回WGで議論された「公共工事における労務費・賃金の確認手法について」についての議事録はまだ公表されていないが、WGの委員には全建総連から1人委員が入っている。

私は、最初にILO94号条約と公契約条例（公契約法）の意義について述べたが、労務費の基準に関するWGの議論、たとえば入札契約段階での実効性確保や労務費・賃金の支払いの実効性確保、ダンピング対策の強化、建設Gメンによる監視体制の強化などは、公契約法制定の方がより実効性が高く、しかも簡潔に実行できると考える。

ぜひ全建総連などの建設業関係の労働組合が、改めて公契約法の制定運動を進めて欲しいと思う。

■ 中央建設業審議会

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_chuokensetsugyo01.html

■ 第6回労務費の基準に関するWG 配付資料

中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ（第6回）

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_00001_00048.html

■ 公共工事における労務費・賃金の確認手法について

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001879979.pdf>

■ 適正な労務費（賃金原資）の確保・支払いに係る新たなルールの導入

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001879977.pdf>

■ 第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html

※担い手3法とは「建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律」を指す。

■ 公契約条例一覧表（類型別） 全建総連

https://www.zenkensoren.org/zenkensoren_cms/wp-content/uploads/2025/01/1071aab4241b4166d69141c9eccdc67f.pdf

■ 公契約条例の制定に向けて－現状と課題（伊藤久雄）

[公契約条例の制定に向けて－現状と課題（2021年10月27日）.pdf](#)